

2011年3月30日

伊丹市長様

伊丹市まちづくり基本条例の推進状況を検討する会

## 伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言書

### 1. はじめに

伊丹市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」）が制定、施行され、今年で8年目を迎えました。また、「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況を検討する会」（以下「検討する会」）による見直しも2回目となりました。

まちづくり基本条例は、市民誰もが主体的にまちづくりに関わる「参画と協働による市民自治」を理念とし、その実行過程を「熟議」による対話や議論を進めていくことと謳われています。

「検討する会」では、委員が日々の暮らしや活動の中から感じた問題点を出し合い、まちづくりの現状やあり方について、お互いに気づきを感じながら会議を進めてきました。

「まちづくり基本条例」がめざしている「まちづくり」とは住民参加の仕組みづくり（参画と協働）で、まちづくりを担う多様な主体（市民・行政・議会）が、当事者として対話や議論を通じて、まちのあり方を共有していく仕組みをつくっていくことではないかと考えました。

提言には、現在のまちづくり基本条例の条文を変更すべきもの、あるいは条項の追加等もありますが、問題や課題の投げかけのみで、具体策の提案あるいは改善策が書かれていない内容もあり、庁内において十分な検討を重ねられ、よりよき「まちづくり基本条例」に育てられることを希望します。

### 2. 委員会の運営、内容

2010年6月から現在まで19回の全体委員会と、委員（他薦自薦）6名の構成によるワーキンググループ（作業部会）を11回にわたって開催してきました。

提言（案）をまとめ、市民意見を聞く為に2011年3月5日から3月10日まで市民に意見を募集しました。

### 3 . 提言の構成

提言は以下の4章から構成されています。

#### 第1章 参画と協働

- ( 1 ) 参画の仕組みの充実
- ( 2 ) 市民と議会の参画・協働
- ( 3 ) 市民投票

#### 第2章 情報

#### 第3章 行政

- ( 1 ) 行政組織のあり方の問題
- ( 2 ) 行政職員に期待すること
- ( 3 ) 行政の現状

#### 第4章 市民

- ( 1 ) 市民の自律
- ( 2 ) 地域のあり方
- ( 3 ) 市民相互の参画・協働

## 第1章 参画と協働

### (1) 参画の仕組みの充実

意見表明制度(パブリックコメント)の実施対象案件、方法等について現行の内規を条例化する必要があるのではないか。

総合計画や各基本計画等、市民の生活の根幹にかかわる重要な施策を決定する場合には、条例に基づく市民会議の設置が必要であると考え。現在は設置等の条例はなく保障された制度になっていない。

審議会の公募委員や行政設置の市民会議への応募者が全般的に少なく、多くの市民にとって参画への意思、意欲が未だ十分ではない。市民意識を高める為にもたとえば東京都三鷹市のような、無作為抽出方式による市民公募委員候補者を募ってはどうかと考える。

「まちづくり基本条例」の進捗検討は4年に1度行っているが、市民会議設置のたびに構成メンバーが変わることによって運営や検討課題の視点も変わり、ゼロからのスタートとなり、積み上げができないので効果的な運営が難しい。次回以降は継続的に推進状況を検討する常設の組織を設置する必要がある。

市民が行政を身近に感じられるよう、尼崎市や宝塚市の車座集会のように市民がグループだけでなく、個人として行政と対等に話す場の提供を行い、市民の行政への関心を高める場も設けてはどうか。(現在は「市長と気軽にグループトーク」の制度はある。)

### (2) 市民と議会の参画・協働

まちづくり基本条例の条文には「市や市民の責務」に関する記述はあるが、まちづくりに大きな権限を有する議会の役割がまちづくり基本条例の条文にない。議会のまちづくりに対する役割と責務を条文に規定することが望まれる。

議会は伊丹市議会委員会条例の「市民公聴会制度」を積極的に活用し、市民の声に耳を傾けることが求められる。あるいは北海道栗山町の「議会基本条例」のように、市民への議会報告会あるいは市民も入っての一般会議の制度化等を積極的に検討し、市民に開かれた議会として取り組んでいかれることが要望される。

### (3) 市民投票

常設型の市民投票条例の設置を検討してはどうか。

まちづくり基本条例の条項では、「市長は市民投票を実施できる」と規定されているが、ひろく市民がまちづくりに参画できる仕組みの一つとして、常設型の市民投票条例の設置を検討する状況にきているのではないか。

例えば「公立保育所民営化」施策では、行政原案を審議された福祉対策審議会が原案通りで答申され議会でも原案可決されたが、実施段階で市民署名により施策の実行計画の見直しを余儀なくされたかのような印象を抱く。

市民の行政への参画とは、「まちづくりの企画、立案、実施、評価」の各段階において関わることを考えるが、日ごろは物言わない市民(サイレントマジョリティ)の参加が進めば、後に意見が大きく割れるような事態は少なくなると推測される。さらに、市民投票を活用して大きな対立を事前に回避するという方法も考えられ、常設型の市民投票条例は市民参加のまちづくりを促す手段と位置付けることができる。

またいつでも市民投票ができるとなれば、首長や議会の緊張感が高まり、事前に住民の意向を聞き、よ

り丁寧に合意形成を図るため条例の「熟議」が十分保障されるものとする。

常設型の市民投票制度は法的根拠がなく、投票対象事案、投票資格、投票結果など検討すべき課題は多い。さまざまな市民参画の仕組みづくりに行政、議会は大きな責任を負っているとする。

## 第2章 情報

まちづくり基本条例の理念をもっと広めるべきではないか。

行政は平成15年10月にまちづくり基本条例の特集広報紙、平成16年3月と平成20年3月にはまちづくり基本条例の解説パンフを発行し市民への周知に努めているが、前回の「検討する会」と同様に今回の市民委員からもまちづくり基本条例を知らなかったとの声が挙ってきている。条例の存在とともに、条例の理念をわかりやすく様々な機会に具体的制度と併せて紹介することが必要とする。

行政サービスの情報が市民に行き渡っていない。多様な市民に平等に届くようにする必要がある。伝達方法についても、多様な市民にわかりやすく伝える必要がある。

## 第3章 行政

### (1) 行政組織のあり方の問題

行政組織の部署間でもっと連携し、より効果の高い事業を展開してはどうか。

行事やイベントなどが、部署ごとに実施されており、横の連携がとれていないことがあるように見える。また、各種団体への補助事業・委託事業なども、事務局である担当部署と団体とで実施しがちなため、いろいろな部署や団体が広く連携してはどうだろうか。

まちづくり基本条例の理念(参画と協働)を庁内に浸透させる仕組みづくりをより強力に展開させる方策を検討する必要がある。まちづくり基本条例の行政内部における推進、展開は市民部まちづくり課の担当となっているが、まちづくり課の主業務は行政と市民を結ぶ窓口である。一つの課だけで推進するのは難しいと思われる。よって、行政各課(各部)の中に「参画・協働推進委員(仮称)」を設ける必要があるのではないかと。

現在のように部署ごとに行政評価を行ってその事業を次年度継続するかどうか決めるよりも、違う部署が同じような事業をしていることがないかというようなことを、市民も入って評価していく仕組みや事業の仕分けを市民参画でやっていく仕組みがあれば、よりメリハリのきいた事業ができ、行政が行ういろいろな事業の見直しができるのではないかと。

### (2) 行政職員に期待すること

職員が業務の中で培ってきた知識・技術をもって、まちづくりスタッフとしての認識をもち、長期的なビジョンや市のあるべき姿といった理念をもって、日々の職務をおこなってもらいたい。

市民と行政との「参画と協働」の考え方について、全職員(役職・資格を超えて)を対象とするワークショップ研修などを行い、意識の向上に努めていただきたい。

### ( 3 ) 行政の現状

子育て、教育関係、交通安全、障がい、高齢者施策など、いろいろな分野の課題について意見が出たが、このような課題を「市民の意見」として行政施策に反映させていく仕組みが充分と言えない。

まちづくり基本条例の中に書かれている「市民と市とのパートナーシップ」についてどのように行政が認識しているのか、具体的仕組みとしてどのようなものがあるのか、市民に分かりやすく示されていない。

市民会議など、市民と行政との熟議をもとに施策を組み立てていく仕組みが充分ではない。

市民生活を大きく変えるもの、事業規模などによって行政は素案段階で市民に参考意見を聞く機会が必要だと思う。例えば以下のような事項についての案を制定しようとするとき、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く市民から意見を求めてはどうか。

- ・基本構想や基本計画その他基本的な事項を定める計画等の制定や改廃
- ・義務を課したり、権利を制限することを内容とする条例の制定や改廃
- ・広く市民等に適用され、市民生活または事業活動に重大な影響を及ぼす条例の制定や改廃
- ・公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定や変更

## 第4章 市民

### ( 1 ) 市民の自律

市民は興味のある事柄や自分に関わりのある事柄以外は、無関心になりがちである。本来、伊丹市で起きていることに関しては、市民は「当事者」という立場であるはずだが、自分に関わりがなければ「当事者」としての意識が薄い。市民自らも情報収集するなど、より積極性が求められる。

### ( 2 ) 地域のありかた

向こう三軒両隣の「お互いさま」で支えあう地域をつくっていくことが、「無縁社会」の到来などと報道される現在においてますます必要になってきている。

地域組織における自治会の果たす役割は重要だと考える。しかし、積極的に参加する人も少なく、多くの市民の意見が十分に反映されていないという声もある。特に役員の担い手がなかなか見つからないといった声が聞こえているが、考えていかなければならない課題と思う。

### ( 3 ) 市民相互の参画・協働

「私の声」を「公の声」とするためには、市民相互の熟議を重ねて課題を解決していく姿勢が必要である。

市民相互の情報交換をする機会が少ないため、なかなか市民相互の連携が進まない。そのために、市民同士が気軽に対話できる仕組み（例えば、地域版ラウンドテーブル等。自治会の役員だけではなく、多様な市民が気軽集える場）や、課題に対して熟議を行う市民会議の設置を積極的に進めていくことが必要だと考える。

個人情報保護という観点から、一人暮らしの高齢者等の情報が必要な場合に入手できず、市民相互のつながりを困難にしている。個人情報保護という観点は重視しながらも、必要な情報が必要なときに役立てられるような仕組みのあり方を市民同士の他に行政も交えて、検討する必要がある。

「検討する会」に参加した委員の率直な感想を以下に紹介します。(順不同)

最初にグループワークで自分の日ごろの思いを出す事はできても、それを同じ意見に分類し、さらに文章化していく事の難しさに戸惑いましたが、本職ではない一市民(一般市民)の意見・提言として、精一杯やってきました。

検討する会を進めていく中で「個人情報」の話も何回か話題になりました。

個人情報が騒がれ、役所・各団体から情報を頂く事が出来ず、ますます「隣は何を知る人ぞ」に進んでいくような気がします。この時代だから他から情報を貰うのではなく「向こう三軒両隣」日頃のお付き合いの中で自らを知ってもらい、お隣さんを知っておく事が大事になってくるような気がしました。

日頃からの挨拶・他愛もない会話でも、重ねる事により繋がっていけるものと思います。

そもそも伊丹市まちづくり基本条例を知ったのは、一昨年のラウンドテーブルでした。それまでこのような条例の存在にも気がつかなかったのですが、ラウンドテーブルでお会いしたスタッフのかたの素敵な人柄に魅了され(但しその日の一般参加者に相変わらず行政を攻撃目標にしたい人がいることには幻滅でしたが)ぜひこの条例を深く知って伊丹市が素晴らしいまちになるためのお手伝いがしたいと思い検討会のメンバーに参加させて頂きました。検討会に常に出ておられるメンバーの熱心さには頭が下がる思いですが、市長から委嘱されながら全く出席しない方たちは本当に伊丹市民なのでしょうか。この検討会のお蔭で私が現在お世話している老人会での取り組みにも励みが出てくる気がします。最後に事務局の女性スタッフの熱心さにも感謝の気持ちで一杯です。

仕事の都合で欠席することが多々あり、ご迷惑をおかけしました。

初めての参加で、最初は「知る・理解する」ことからのスタートでした。

出席されている方の中にはベテランの方もたくさんいらっしゃり、温度差を感じることもありましたが、

初心者は初心者なりに、初心者目線で考えることができたようです。

こういう条例を知らない市民がたくさん存在することも事実です。

市民の意識を高めること、自分たちが住んでいる地域のことをよく知ること等々、道のりはまだまだ遠いような気がします。

「なんとかなるよなあ～」と始まった検討する会でしたが、紆余曲折の道のりですんなりとは進まなかったのですが、最後は「なんとかなりました！」。

いろいろな機会に市民自身が、自らのまちについて責任をもって考えることはとても大切な経験だと思います。

委員の皆さん！事務局の皆さん！お疲れさまでした。

私は伊丹市に生まれ72年になりますが、ほとんど家と駅を往復する毎日でした。5年前に退職し、一人生活でしたので寂しさのためロータリークラブとお茶の稽古は続けています。そして初めて市の広報を読みいろいろな公募委員を5年間続けてきました。やっと、伊丹市にある施設や市の仕事が少しずつ判りかけてきたところです。この委員は6番目の公募委員です。

先ず感じたのは、公務員の方々は意外にまじめな方々が多いということです。正直、企業以上です。この条例も今回初めて知りましたが、正直それが市民の実態でしょう。S委員のように詳しい市民もがられることにもあらためて気づきました。本当に良い社会勉強をさせていただいたと感謝しております。

検討する会に参加してその理念「参画と協働」がいかに大切か身にしみて感じましたがそれと同時に、この条例を市民・行政・議会にこの理念を共有する事の難しさを感じました。

それと、驚いたことには各団体代表で選ばれた委員の欠席が多く、一度も出席されない或いは数回しか出席しない団体代表が数名居た事です。仮にも委員を引き受けたのであればもっと責任を持つべきではないかと思います。他の委員会でも同じ事が有るのであれば、委員選出方法を見直す必要性があるのではないのでしょうか。

いずれにしろ私には良い経験になりました。

事前の勉強会で初めて知った条例でしたが、回を追うごとに理解・興味が深まり、これはもっとみんなに知ってもらったほうがいい、という思いを持ち始めました。まだまだ知名度が低く残念です。

1人1人の発言、行動でまちをうごかしたり変えたりはできないけれども、市民それぞれが意識を高めることによってまちはより活性すると思います。

少なくとも私は、この会議を通じて刺激を受け、これからも何らかの形で社会と係っていきたいと強く思いました。

ありがとうございました。

今回推進状況を検討する会に参加させていただきました。始めはどのように会議を進めるのか又委員の方はいろいろの考えを持って参加されたと思い少し不安でした。

前回の検討委員会に参加の方がおられ、その方の指導・助言があり又ワーキンググループの人が先頭に立ち自分には良い経験でした。少し気になることは委員に任命されたにもかかわらず欠席が多く(24名中毎回10人位)どのような考えで委員を受けたか分からない。行政もこのような人達に任命取り消し及び変更を考えては。又欠席の多い委員は辞退する勇気を持って欲しい。尚今回初めての参加させていただき感謝しこれからも少しでも伊丹のまちづくりに参加出来たらと思います。

《添付資料》

- (資料1) 市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況の検討について(依頼)
- (資料2) 委員名簿
- (資料3) 委員会の会議概要
- (資料4) グループワークで出た意見のまとめ
- (資料5) 「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言(案)」  
に対する市民意見および意見に対する「検討する会」の考え方



(資料1) 市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況の検討について(依頼)

伊市まま第83号

平成22年6月26日

まちづくり基本条例の推進状況を検証する会  
委 員 各 位

伊丹市長 藤原保幸

市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況の検討について(依頼)

伊丹市では、平成15年10月1日に「伊丹市まちづくり基本条例」を施行し、成熟社会にふさわしい、市民の参画と協働によるまちづくりに取り組んできました。

市民の参画と協働によってまちづくりを進めるという手法は、多種多様なテーマや課題、また日々の変化に対応しながら実施していく必要があります。このため、条例の附則第2項で、条例施行後4年以内ごとに、参画と協働の推進に関する施策を検証することとしています。これに基づいて平成18年度には参画と協働によるまちづくりの推進状況について、市民会議の委員の皆さんの手で見直しを行い、その結果を提言書にまとめていただき、それを市の施策へ反映してきました。

平成22年度は再び見直しの年となっています。これまでの推進状況を検証するとともに、今後の進むべき方向について、委員の皆さんの日頃の暮らしや、まちづくり活動の中から得られた経験や教訓をもとに、活発な議論をいただき、平成23年3月を目途にご提言を賜りますようお願い申し上げます。

(資料2) 委員名簿

(50音順)

	氏名	所属
1	荒西 元秀	伊丹市老人クラブ連合会
2	有賀 悦子	市民公募委員
3	池信 孝史	市民公募委員
4	石田 忠嗣	市民公募委員
5	板野 彰彦	伊丹市PTA連合会
6	伊藤 忠徳	市民公募委員
7	岩崎 陽子	市民公募委員
8	梶原 洋三	伊丹市農会長会
9	神谷 政代	伊丹市民生委員児童委員連合会
10	工藤 千穂子	伊丹心身障害対策市民懇談会
11	国田 昭夫	伊丹労働者福祉協議会
12	須藤 千地子	市民公募委員
13	相馬 房雄	市民公募委員
14	武田 眞智美	伊丹市連合婦人会
15	照屋 盛徳	伊丹市社会福祉協議会
16	西山 真由美	市民公募委員
17	樋口 正美	伊丹市体育協会
18	宮崎 裕子	市民公募委員
19	宮地 輝彦	伊丹商工会議所
20	宮脇 かをる	伊丹市保健衛生推進連合会
21	吉澤 嘉彦	(社)伊丹青年会議所
22	吉田 弘志	伊丹市自治会連合会
23	吉永 深	市民公募委員
24	渡部 佳織	市民公募委員

コーディネーター

久 隆浩(近畿大学教授) / 砂原 庸介(大阪市立大学准教授)

(資料3) 委員会の会議概要

開催回数	日時	出席	傍聴	会議概要
全体 第1回	2010/6/26	14	なし	委嘱状交付 市長挨拶 会の設置目的 自己紹介 傍聴の取り扱いについて議論
全体 第2回	2010/7/5	15	1	会の進め方(進行・議事録・会場など)について議論
全体 第3回	2010/7/18	15	4	傍聴人の取り扱いについて決定 事務局より平成18年度以降のまちづくりに関する制度・施策の説明
全体 第4回	2010/8/1	12	2	議事録の記載方法について決定 「まちづくり」をテーマにワークショップ
全体 第5回	2010/8/18	9	なし	事務局より自治会についての説明 「自治会」をテーマにワークショップ
全体 第6回	2010/9/6	17	2	事務局より平成18年作成の提言書の改善策とその後の状況についての報告 まちづくり基本条例の条文を委員全員で読み合わせと意見交換(前文～)
全体 第7回	2010/9/29	14	2	事務局より前回報告の補足 引き続きまちづくり基本条例の読み合わせと意見交換(第8条～)
全体 第8回	2010/10/12	15	4	引き続きまちづくり基本条例の読み合わせと意見交換(第11条～)
全体 第9回	2010/10/27	12	2	2グループに分かれて「行政の問題点・不満など」についてワークショップ ワーキンググループの設置について検討
全体 第10回	2010/11/5	11	なし	2グループに分かれて前回のワークショップの続き
全体 第11回	2010/11/17	14	1	来年の会議の日程調整 2グループに分かれて前回までのワークショップの意見の仕分け作業
全体 第12回	2010/12/3	13	なし	引き続き意見の仕分け作業 ワーキンググループの設置の決定
W・G 第1回	2010/12/10	6	/	3月の提言書提出までのスケジュールの作成
W・G 第2回	2010/12/13	6	/	市民報告会と市民意見募集についての検討 ワークショップの意見の仕分け作業のこれからのやり方について検討
全体 第13回	2010/12/19	11	3	ワーキンググループの報告(ワークショップの意見の仕分け作業の結果) 提言書提出までのスケジュール確認 市民報告会の見送り、提言書(案)への意見募集の決定
W・G 第3回	2011/1/12	6	/	ワークショップの意見の仕分け作業の続き ワークショップのまとめから提言書の項目の選定 住民投票制度についての勉強
全体 第14回	2011/1/14	13	4	ワーキンググループの作成したワークショップのまとめの検討
W・G 第4回	2011/1/21	6	/	「まちづくり」という概念についての検討 提言書素案の検討
W・G 第5回	2011/1/24	6	/	引き続き提言書素案の検討
全体 第15回	2011/1/28	14	1	ワーキンググループの作成した提言書の素案の検討
W・G 第6回	2011/2/3	6	/	引き続き提言書素案の検討
W・G 第7回	2011/2/7	6	/	引き続き提言書素案の検討
全体 第16回	2011/2/9	13	なし	広報伊丹に掲載する「提言書(案)」への意見募集記事の確認 提言書の内容をAグループ(1)行政・(3)情報・(5)その他とBグループ(2)市民・(4)参画と協働の2グループに分かれて検討
W・G 第8回	2011/2/16	6	/	全体会に出た意見の集約
全体 第17回	2011/2/20	13	1	Aグループ、Bグループに分かれて前回に引き続き提言書(案)の内容を検討
W・G 第9回	2011/2/23	6	/	提言書(案)の検討
W・G 第10回	2011/2/28	6	/	提言書(案)の序文・内容の検討
全体 第18回	2011/3/4	11	1	提言書(案)の確認
W・G 第11回	2011/3/15	6	/	市民意見募集への回答の確認 提言書(案)の最終チェック
全体 第19回	2011/3/23	18	1	提言書(案)の最終チェック

#### (資料4) グループワークで出た意見のまとめ

##### 1. 行政

###### 1 - 1 行政組織のあり方の問題

市民は満足している 無関心 自分だけに損得がふりかかってこないと醒めない  
行政のたてわりの弊害  
行政のたて割行政に無駄がある。横のつながりは  
行政はタテ組織なので課同士のつながりがないように思う。  
イベント日が重なったり、情報交換をもっとすべき  
市はお金がないといいながら、様々な活動に対する補助金等は一寸むだかなと思うところもある  
まちづくり基本条例の推進担当をタテ割り組織の一部局に委ねるべきではない  
まちづくり条例の担当がまちづくり課に負わされているのは気の毒と思っている

###### 1 - 2 行政職員の資質

思いはあるのか？思いを育てることをしているのか？  
何を熱く語れる職員がたくさん欲しい。ビジョン理念おとしこめているのか？

###### 1 - 3 行政の現状

児童数の多い学校は校庭や体育館等 1人あたりの面積が小さく可哀相なぐらいである  
伊丹市は児童の通所施設、学校等が恵まれているが、夏休みや春休み等の間過ごす施設など場所が  
少ない為、困っている人が多い。ガイドヘルパーは時間制限あり。  
「障害者の高齢問題」伊丹市で親亡き後も安心して生活できる入所施設について特に障害者 身体  
障害者  
女性の働きやすくなるための育児施設の充実  
道路の安全（基準の統一）  
歩道の整備（カーブミラーの設置）  
歩道の傾斜  
自転車道の充実  
自転車道が無い  
役所に提出する書類がややこしい死亡届等  
地域住民として交通利用について 土日曜日がバス運行について  
荒牧 市民病院行 9:10まで無い  
小学校の空いている教室を利用する。老人の人々に開放したらどうか？  
学校空き教室の利用  
伊丹市全学校の土日祝日は一般のこどもにも開放し遊び場を提供する  
（ただし管理は自治会、利用者責任）  
三世代交流の場を設けて欲しい（小学校において）  
中学校ブロックの見直し（すこやかネット）

##### 2. 市民

###### 2 - 1 市民の自律

市民の無関心は現状に満足しているのではないが  
今の市民はいわゆる平和ボケしている。おとなしい  
日常生活に影響がなければ関心が薄い（行政）  
市民の勉強不足自分さえ良ければ！全体を見れない（予算も含めて）  
声の大きい人の主張が通ってしまうのは怖い  
自律のない権利意識が強い（市民）  
例えば会社を退職した人でも老人クラブ等地域のコミュニケーションを図る人（男性）が少ない。  
こんな人こそまちづくりにもっと参画しては。

## 2 - 2 地域のあり方

共同利用センターを有効利用すべきだ  
共同利用センターの運営は各地区に任す  
子どもが少なくて自治会でも子ども会がなくなる  
行政に対して無関心だがPTAでは楽しいことをやれば役員のなり手も多くなる  
自治会の役員に若い人が来ない  
自治会は必要と考えるがそれらの機関の決定は多様な市民に共感をもって迎えられているか不明な点が多い  
自治会その他の地域の活動にいかにして参画していけるか  
自治会について役員同士の会のように思う 個人の発言の場が無い  
地域により自治会の私物化あり  
各地区等( ? )で市民が勉強する場を設置して情報等を知るようにして欲しい  
補助金をもらうがために行事をせねば成らないという考え(市民側から)改めるべき  
地域版ラウンドテーブルの設置(市民が気軽に集う場)  
行政側から市民協力を行っている事柄が整理されていないので、いろいろな仕事が押し付けられているように思われている、役を持っている方々は忙しすぎると口癖になっている  
県民交流広場を利用して話易い地域づくり 土日も開く  
校区割 自治会が2つに分かれる

## 2 - 3 市民相互の支えあい

無縁社会にならないように努力する  
高齢独身者(65才以上)(一人住まい)将来の心配ごと  
地域の高齢者対策は  
バスの乗降 車いすに乗っている人が介助無しでも乗降できるバス  
ボランティアや色々な活動をしたい人が気軽に一步を踏み出せる場があれば良い  
地域の繋がりを良くしたい  
地域で障害者や障害児が共に安心して生活するには、どうすれば  
地域での老人、子どもが安心安全な生活を進めたい  
地域住民としてゴミ収集に困っているゴミステーションが無い為、鳥などの食いみだしがひどい  
「環境美化のまちづくり」

## 2 - 4 その他

行政に対する不満なし  
行政に対する不平や不満なし

### 3 . 情報

#### 3 - 1 情報の伝達

行政のサービスが知れ渡っていない。月2回の市報だけでは足りないのではないか。地域にポスターを貼るとか

条例について（市民のための条例が）市民の人達にどこまで浸透しているか。PRができていますか

高齢者にはパソコンやインターネットの発達により情報が取れない人もいます

地域の中で障害のある人等でグループに属さない人たちは行政サービスがきっちり受けられていない。遠慮しながら生活されているように思える

県民広場（地区社協）を知らない住民が多数います

広く市民に情報を伝達できる仕組みづくり

まちづくり条例は市民があまり知られない

伊丹というまちの魅力をPRされればまちづくりにも意識が高まるのでは

市民一人ひとりが楽しい生活を送るための基本になるまちづくりをできる限り多くに周知させたい

基本条例を平易に解説したパンフレットがあるのに各戸には配布されていないから自治会などで配布してはどうか

伊丹市広報のページを増やし、少し市民の声を聞くコーナーを作っても

#### 3 - 2 情報の開示

過去の経緯等情報がオープンにされない場合が多い

行政の情報開示の徹底

### 4 . 参画・協働

#### 4 - 1 市民と行政

行政トップは市民の声を聴くべき

行政は定期的に市民の声を聞く機会を作ったらどうか もっと市民を巻き込むことができたらいいと思う

伊丹市と市民はもう少し対話の場を増やし、市民の意見を聞くよう

市民意見表明制度はあるが、市民から出された意見が多様な市民に返され議論する場を設ける必要がある

審議会だけではなく、市民会議を多く設置を推進してもいいのでは？市民にとって勉強の場を作る必要がある

参画と協働といわれているがその制度や仕組みがない

市民と市はパートナーと条例では記述されているが、パートナーとが「都合の良い」時だけに使われているような住民投票制度の制定を考える時では？

金の切れ目が縁の切れ目という場合が多々ある 予算配分 仕方ないと思うところも多い。

たてまえと本音が同居している。これを見抜くのが難しい

私は行政の問題点を積極的に市民から定期的に聞くシステムを造って欲しい

地区社協への希望者参加（決定までの経過を）

市内の小中学校に評議員制度が適用されているが、上手く活用されていないように思うので見直し

国が地方の時代と議論をしているが一向に定まらない。地方行政（伊丹）も市民が納得する政策を打ち出すこともできない。今日、市民の声を行政の施策に反応させる真意が身近なものしか見出せないジレンマがある。何を言ってもどうにもならん声をよく聞く

市民の権利が反映される施策を常に意識して立案すべき

市民と行政一緒になってどんなまちにしたいか考えていく

共有することが必要。我がままではダメ

#### 4 - 2 市民相互

同年代はもちろん異なる世代の人達が気軽に集まれる機会を増やしたらどうか（作ったらどうか）  
勉強会や座談会  
テーマ型のまちづくりではなく、地縁型のまちづくり  
まちづくりは何も大人だけの問題ではなく小中高生にもぜひ考える機会を教育委員会から指導して欲しい  
市民同士の交流 夏祭り 地域活性化  
市民委員会では異世代交流が出来るのでとてもいい  
秋は毎週のようにイベントがあり、同一の日に統一できないかと思う、行政だけの問題ではないが、どうすればよいか。

#### 4 - 3 市民と議会

市議会が市民と協働できることはないのか、議会のあるべき姿を明らかにさせる必要がある。誰が問いかけるか 市民

#### 5 . その他

行政を変えるのは市民  
市民の中には得するか損するか楽しいか面白い（行政に対して）  
行政も市民もいろんな方がいるので参画協働はその時々への対応が市民しだい  
時代に相応しい制度をつくる必要  
一回決まったことに反対したい時どうしたら「わがまま」と言われずに反対できるでしょうか  
市は物事を決めるとき様々な市民の「代表」から意見をききます。市議員や団体や自治会の代表など。その「代表」に市民の意見は反映されているのでしょうか。もしされていないとしたらどうしたらいいのでしょうか？  
せっかく委員が集まって熟議をしている（お金もかかっている）そのために、条例の文章を少し位変えても行政は変わらない。市民も感じるような具体的な提案が必要  
条例の言葉を少し変えても行政はあまり変わらない。今回は具体的に提案し行政と市民が実施することが大切  
新しい家に若い人達が多い地区に  
子どもの育て方感情心？が薄いような気がする  
まちづくりという言葉自体がまだまだ理解されていないのではないかと

(資料5)「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言(案)」に対する市民意見および意見にたいする「検討する会」の考え方

市民から寄せられた意見		「検討する会」の考え方		
1	第1章参画と協働 (1)参画の仕組みの充実	1	<p>・意見表明制度について、条例化すべきとする理由・目的を明確にしておく必要があると思います。現在でも年間10件前後の案件についてパブリックコメントが実施されていると思いますが、実施すべきにもかかわらず、されなかった案件があったのであれば、具体的に提示した方がわかりやすいと考えます。</p>	<p>・市民意見表明制度を実施するとまちづくり基本条例で規定されながら、実際の運用等がなぜ指針(行政内規)に留まっているのか、そこが不思議です。つまり指針では行政側の都合によって内容がいつでも変更されてしまう危うさをはらんでいます。市民意見表明制度がきっちり保障されるためには、条例としてしっかり制度化されることが必要ではないかと考えています。</p>
		2	<p>・市民会議については、パブリックコメントと比較して市民・行政の双方に時間的にも経費的にも負担が大きいため、条例化するには、より慎重な検討が必要であると思います。条例化する目的を、行政側に一定の強制力を働かせることに置くのであれば、市民会議の対象案件について、現行のように概括的に列挙するのではなく、対象となる案件を具体的にかつ限定的に列挙する方が現実的だと思います。逆に、行政の主体性を発揮させることを目的にするのであれば、行政職員がもっと気軽に市民会議を開催できるような工夫を、市民会議設置の障害になっている事柄を調査した上で、その障害を取り除くような提案ができれば、理想だと思います。</p>	<p>・市民会議設置の障害があるから条例化すべきとの論点ではありません。むしろ現在積極的にすすめられている市民会議が、行政の都合で後退しないための歯止め(条例化)を求めています。 ・例えば2008年に設置された「第5次伊丹市総合計画策定市民会議」、あるいはまちづくり基本条例の見直し規定に則して設置されている「検討する会」も、行政の積極的な市民参加の姿勢を示したものだとして評価されますが、条例化されていないことで前項のように不確定なものになっていると考えます。</p>
		3	<p>・無作為抽出方式は、現状の課題(応募市民が少ないこと)を改善するのに効果的ですが、一方で、想いや知識が不足した市民が審議会等の委員になる可能性があり、事前の勉強会等が必要になると思います。そうすると更に行政側の負担感が高まるジレンマを抱えるため、ある程度の専門知識が必要な審議会等とワークショップのような形で開催する場合の市民会議とは、どちらに同方式がなじむのかを検討し、分けて考えるべきではないでしょうか。</p>	<p>・市民会議担当の職員さんの応募市民の枠を埋めるための苦勞を考えれば、それを補完する制度として必要かと考えます。審議会の公募委員の方と、各種団体から出られている市民委員の皆さんの間で、有しておられる専門性に大きな差異はあるのでしょうか？全ての事例において全く差異がないとは申せませんが、審議会の公募委員を体験しての印象は、充て職の皆さんが全て専門性を有して出席されているのか、いささか疑問に感じるところもあります。</p>
		4	<p>・常設の条例検討組織について、全くその通りであると考えますが、報酬や設置根拠等について事前に整理した上で提言する必要があると思います。</p>	<p>・「検討する会」では常設の市民会議が必要ではないかと提言していますが、必要かどうかの判断は行政側にあります。行政が必要と判断された結果、構成や運営等について、行政が市民と協議していただければと考えています。</p>
		5	<p>・他市町村で首長による「車座集会」が実施されていますが、首長の政治姿勢等をPRするものであって、いまいち効果が見てとれません。「個人として行政と対等に話す」ことの必要性や効果について、もう少し議論を深めた上で、首長が行うべきか、行政職員が行うべきかを検討すべきだと思います。</p>	<p>・「検討する会」の市民としては「車座集会」が必要ではないかと判断しました。この「検討する会」の提言を行政がどのように受け止められるのか、今後の行政の動きについて注視していきたいと考えます。少なくとも開催主体は市長が中心になられることだと考えますが、最終判断は行政側で決められることではないでしょうか。他市開催は効果が顕れていないとのことですが、伊丹市で行われる時に、その点を改善されればいいのではないかと思います。</p>



1	(3) 市民投票	6	<p>・市民投票は、市民にYesかNoの2択を迫るものであり、「熟議」によるまちづくりを進める上では、最後の手段と言えるのではないのでしょうか。鹿児島県阿久根市や愛知県名古屋市等で首長と議会の対立による住民投票の実施が、ややもすれば市民同士の感情の対立を生みかねないリスクがあり、真に重要なことは市民投票の実施を回避するための努力、つまり熟議をどこまで深められるかに力を入れるべきではないでしょうか。提案で言う「大きな対立を事前に回避する」方法は、アンケートやヒアリング等でも代替が可能だと考えます。また、住民投票では、通常、「現状維持」を望む声が多くなる傾向にあると感じますが、それも含めて検討していただきたいです。</p>	<p>・意見提出者が例に出されている、阿久根市や名古屋市の件は、地方自治法に規定されている「住民直接請求権」による市長の解職や議会解散を要求する内容のもので、この提言の市民投票制度とは異質なものだと考えています。</p> <p>・つまり市長や議会を敵視するのではなく、市民は、その候補者のマニフェストや公約の全てに賛成して一票を投じているとは限りません。ましてや、選挙後に起こる新たな問題に対する判断を、全て白紙委任したわけではありません。</p> <p>・もし、市長や議会の意思が、主権者である市民の意思とずれていると感じた場合、住民投票制度があれば、主権者として市民の意思を投票によって市長や議会に示すことができると考えます。</p> <p>・住民投票を行うときは前提として、全市民への十分な情報の提供と、十分な市民相互の議論がなければならないと考えます。市民全体の徹底した熟議を踏まえた上で、投票が行われることが大切で、住民投票制度で新たに重い責任を負うことになるのは市民自身だと思います。これまでのように「市長が悪い」「議会が悪い」と市民が責任逃れをして他に被せられないと考えます。</p> <p>・市民の考えを聞き、種々な意見を聴くためのアンケートやヒアリングで十分な意思が汲み取ればいいのですが、設定側のバイアスが掛かり結果が誘導される危険性があります。また、特定の施策に対する市民の意見を聴くとき、基本的には「賛成なのか反対なのか」をはっきりせざるを得ず、アンケートやヒアリングでは却って問題を難しくすると考えています。</p>
	第3章行政 (1) 行政組織のあり方の問題	7	<p>・「条例の理念(参画と協働)を庁内に浸透させるための仕組みづくりとして、一つの課だけで推進するのが困難」であれば、同時に提案されている「行政評価を行う部署」とともに推進し、「行政と市民を結ぶ窓口」としての役割も同時に発揮させれば、市民による行政評価も実現する可能性があるのではないのでしょうか。非常に安易な発想ではありますが、市民会議で具体的な案を検討する余地があると思います。</p>	<p>・本来は条例施行以降「市民との参画・協働」がどの程度進んでいるのか、庁内で十分に論議され具体的成果や取り組みの報告が行政からされてもいいのかと思っています。より具体的な案について「検討する会」でも考え最終提言書の中に反映したいと考えます。</p>
	(3) 行政の現状	8	<p>・「素案段階で市民に参考意見を聞く」ことは、パブリックコメントでは実施時期が遅すぎるという意見から来るものだと推察しますが、ここで言うもっと早い段階で案を公表すべき案件とは、多くの場合、あらかじめ市民の反対が予想されるようなものである可能性が高いと考えます。そうだとすれば、そういった制度を作っても、一部又は多数の市民が反対しても実行しなければならない施策が仮にあったとして、行政側の実現に向けた検討は慎重にならざるを得ず、安易に情報を公表することは考えにくいと思います。そうではなく、一般的な施策に広く意見を求め、より多くの市民の声を施策に反映させることが目的であれば、有意義な制度になると思います。</p>	<p>・ご意見に記述されている「…多くの場合、あらかじめ市民の反対が予想されるようなものである可能性が高いと考えます。」とありますが、市民の反対が予想される計画こそ、市民の意向を直接反映するための仕組みをつくることは市民自治の視点から求められていると考えます。市民に都合が悪い情報や、公開すれば反対が安易に予想される情報こそ、積極的に公開していく姿勢がなければ市民自治に逆行すると考えます。</p>

1	-	9 ・最後に、前回の見直しよりも、一歩も二歩も踏み込んだ提言になっていると感じますが、本当に提言(提案)を実現させるためには、もう少し議論すべき課題が多くあると感じます。提言後は、行政内部で検討が進められることになると推察しますが、その場に市民が参画する又は定期的に市民と検討状況について意見交換する等ができれば、行政側にとってはより深い検討ができることと、市民側にとっては言い放しではなく、提言に責任を持つことができることの双方にメリットがあると思いました。	・この提言は市民がいままで生活や市民活動の体験等から問題を浮かび上げられ、議論を重ねてきた結果の内容です。ご意見に記述されていますように、提言を受けた行政がどのような仕組みや制度を検討されるのか、またその内容を再度市民と擦り合わせる議論の場を用意され、提言をより実りあるものにするためには、行政側の今後の姿勢にかかっているのではないかと思います。そのためには市民と行政による検証する場を継続的に設置することが必要かと考えます。
2	-	10 ・理念や制度は立派ですが中身が伴っていない(血が通っていない)ような気がします。その原因のひとつに私達市民の圧倒的な情報不足、知識不足があると思います。今の伊丹市がどんな状況なのか、何が問題なのか、どうすればよいのか…事実をきちんと把握していない状況で「市民の意見」を求められても、何も言えないか、勝手なイメージを持っていい加減な意見しか言えないのではないかと思います。	・この提言は多様な市民(意見を提出された市民と同様、特別な市民ではありません)が集まって、それぞれの生活体験等から意見を出しあって検討を重ねてまとめたものです。情報不足、知識不足と記述されていますが、この提言内容からご自身にとってどのような情報が必要なのか、行動されるためのきっかけにしていただければと思います。
	-	11 ・「熟議」の前に、若しくは並行して学習の場(今の伊丹市のまちづくりの現状、制度、行政組織、全国的な流れ、歴史…等)があればいかがでしょうか。	・まちづくり基本条例から引用しますと、熟議とは「異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねることをいう」と規定されています。また、まちづくり基本条例の第11条に「学習の機会(まちづくり出前講座等)の提供とその他の支援」についての記述があります。それらの制度を利用してまちづくりに参加していかれてはいかがでしょうか。
	-	12 ・地域団体(地縁団体)はあまりにも硬直化しているように感じます。若い人がなかなか近付けない。何とかしたいと考えている人もいるのですがどうしたらよいかわからない。組織づくりのアドバイスやサポートがあればいつも思っています。	・意見提出者の趣旨に適應するかどうかわかりませんが、伊丹市ではまちづくり活動を応援する、「まちづくりアドバイザー派遣制度」があります。「伊丹市立市民まちづくりプラザ」に問い合わせ下さい。
	-	13 ・個人的には『ふるさとひょうご創生塾』の伊丹版が作れないものかと。	・要望されているようなカリキュラムかどうか不明ですが、兵庫県阪神シニアカレッジ伊丹講座が行われています。
	-	14 ・基本条例の理念や制度はある程度できている。それを生かす人材育成に力を注いでいただけませんか。やる気のある人材は点在していると思います。その人材をつなげるような場があればまちづくり活動はもっと活性化すると思います。市民だけするのはなかなか難しい。行政と市民と共に学んでいける場があればありがたいです。	・どのようなものを望んでおられるか不明ですが、伊丹市には様々な市民グループが活動しています。それらの情報は「伊丹市立市民まちづくりプラザ」や「中央公民館」「いきいきプラザ」等の登録団体を調査され、ご自身がお探しのグループをチェックしてください。